

宝塚市気候非常事態宣言の策定の経緯等について

1 地球温暖化の現状、将来予測、対応の動向

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、「1.5℃特別報告書」（2018年）で次のことを発表している。

- ・地球の平均気温が、産業革命前に比べて既に約1℃上昇していることを確認した。
- ・パリ協定(2016)では、「平均気温の上昇を2℃未満に保ち、1.5℃に抑える努力をしていく」ことが明記されたが、約1℃上昇の現在でも、異常気象による悪影響と被害が既に発生しているのが現実であり、1.5℃上昇であっても、厳しい悪影がある。
- ・各国が現時点で掲げている排出削減目標は、すべて達成されたとしても約3℃の気温上昇を招くと科学者が指摘している。パリ協定がめざす「1.5℃」を達成するため、そして気候変動リスクを最小化するためには、排出削減目標の引き上げと脱炭素が緊急に必要であることを認識しなければならない。
- ・上昇幅2℃の場合、1.5℃の場合と比べて、次の事項の悪影響が大きくなる。
 - 「陸域、淡水、及び沿岸域の生態系が受ける影響」
 - 「海水温の上昇、並びにそれに関連する海洋酸性度の上昇」
 - 「海洋酸素濃度水準の低下」
 - 「海洋生物多様性、漁業資源、及び生態系、またそのサービス機能」
 - 「健康、生計、食料安全保障、水供給、人間の安全保障、及び経済成長に対する気候関連のリスク」など
- ・地球温暖化を1.5℃に抑えるためには、世界のCO₂排出量が、2010年比で、2030年までに約45%減少し、2050年頃には実質ゼロに至ることが必要である。

日本政府は、昨年10月、「温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロにする」方針を発表し、世界の潮流のスタートラインに並んだと言える。

一方、累積の温室効果ガス排出量は気温上昇と比例するため、2050年温室効果ガスゼロ目標を設定するだけでは、すでに排出した温室効果ガスによって2030年までに気温が1.5℃を超えてしまう可能性がある。IPCCは、1.5℃目標達成のためには2030年までの世界の温室効果ガス排出を約45%削減する必要があることを示しており、すなわち、1.5℃度目標の達成には、2050年に確実に排出をゼロにすることとともに、今後10年の取組により、2030年に大幅削減を実現していることが重要である。

日本政府は、本年4月、2030年度の温室効果ガス削減目標を「2013年度から46%削減し、さらに50%の高みに向け挑戦を続けていく」と宣言し、10月に、COP26（第26回気候変動枠組条約締約国会議）参加に向けて、温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減するための具体策を盛り込んだ「地球温暖化対策計画」を改定し閣議決定した。

2 気候非常事態宣言とは

国や、自治体、学校、団体といった組織が、気候変動が異常な状態であることを認める宣言を行うと同時に、気候変動を緩和するための積極的な政策を打ち出すことによって、市民や事業者などの関心を高め、気候変動への行動を加速させるものである。

3 気候非常事態宣言の広がり

2016年、オーストラリア・デアビン市が世界で最初に宣言を出し、その後、欧米に拡大し、世界中で11,00以上もの国や地域、組織が宣言を出している。

日本も宣言を行った国の一つで、政府が令和2年10月に発表した「温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロにする」方針に続き、11月には、衆議院と参議院において、気候非常事態宣言を可決、採択された。

4 気候非常事態宣言を行った自治体

昨年11月の衆参両議院の気候非常事態宣言決議に先駆けて、日本の自治体では、自治体としてできることを進めつつ、住民や他の自治体にも行動を呼びかける動きが広がることを願って、令和元年、長崎県壱岐市が宣言したことを皮切りに、現在、100を超える自治体・地方議会が宣言を行っている。

県内では、明石市、高砂市（議会決議）、尼崎市、加古川市が宣言を行った。

なお、環境省は、「2050年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体」をゼロカーボンシティとして推奨しており、日本ではこの表明を行って温暖化対策に乗り出す都道府県や市町村が増え、その数は479自治体となっています（R3年10月末現在）。

宝塚市、本年7月27日、全国で430番目のゼロカーボンシティとなりました。他、県内では兵庫県、明石市、神戸市、西宮市、姫路市、加西市、豊岡市、芦屋市、三田市、尼崎市、高砂市、淡路市が表明しています。

5 本市の気候非常事態宣言案

(1) 内容

前 文	第1段落 地球温暖化の影響による自然災害の多発、将来への懸念
	第2段落 気温上昇を1.5℃までに抑えるための温室効果ガス削減に係るIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の認識、日本政府の目標
	第3段落 気候非常事態を宣言する動機（責任ある世界市民の一員及び地方公共団体）
	第4段落 気候非常事態を宣言する動機（環境都市宣言のもと培ってきた豊かな環境の将来世代への継承と持続可能な社会の実現） 市民・事業者・行政が連携・協力し、行動する決意
宣 言 項 目	1 気候変動が危機的な状況にあることの深い認識と情報の広い共有
	2 温室効果ガス排出量削減の目標（2030年ほぼ半減、2050年までに実質ゼロ）の達成に向けて、全力で取り組む
	3 大人はもちろん、子どもたちへの地球温暖化を考える学習・教育機会を設ける
締 め	他の地方公共団体等との連携と輪、行動の呼びかけ

(2) 宝塚市環境都市宣言との関係

① 宝塚市環境都市宣言

環境都市宣言

私たちの地球は、バランスのとれた生き物のようなもので、人類のみならず、すべてのいのちの源であり、地球の未来は、その恵みによって生きている人間の知恵と行動に大きくゆだねられています。

私たちのまち宝塚は、六甲、北摂の山なみ、武庫川の流に象徴される豊かな自然や歴史的、文化的な資源に恵まれた美しいまちです。私たちは、このすばらしい環境を、将来の世代に引き継いでいかなければなりません。


私たちは、宝塚を訪れる人たちとともに、このかけがえない環境を大切にしながら、今までの暮らしや、いとなみを見直し、一人ひとりの小さな行動を積み重ね、健全で恵み豊かな環境をともにたくくみ、大きな「宝の塚」を築きあげて「環境都市・宝塚」とすることを、ここに宣言します。

一、私たちは、水と緑きらめく、魅力あふれるまちをつくります。

一、私たちは、人と自然や生き物がともに生きていくまちをつくります。

一、私たちは、ものを大切にし、ごみの減量やエネルギーなどの節約、リサイクルの推進に努めます。

平成八年九月十日
宝塚市



② 環境都市宣言と気候非常事態宣言の関係

環境都市宣言は、自然、生物多様性、省エネルギー、資源循環などすべての環境分野に関して暮らしを見直し、行動を重ね、将来の世代に引き継ぐことを宣言している。

環境都市宣言の制定は25年前であるが、制定当時より環境を守る重要性は増してきている状況であり、また、宣言の理念や内容についても今でも大変意義がある。しかし、昨今気候変動が危機的な状況となっており、「環境都市・宝塚」の基盤が揺らいできているので、環境都市宣言で掲げる「環境都市・宝塚」を守っていくために、環境都市宣言とあわせて、気候変動に適切に対応していく宣言をつくろうとするものである。

(3) 気候非常事態宣言策定に係る審議の状況

年月日	会議等	内容
令和3年2月4日 ～15日	令和2年度第1回環境審議会(書面会議)	諮問「宝塚市気候非常事態宣言の策定について」気候非常事態宣言策定の趣旨等について
令和3年3月1日	令和2年度第2回環境審議会	気候非常事態宣言策定の意義、環境都市宣言との関係等について
令和3年6月7日	令和3年度第1回環境審議会	気候非常事態宣言発出の緊急性、宣言の名称・主体等について
令和3年8月2日	令和3年度第2回環境審議会	地球温暖化を考える学習・教育に関する記載の表現、その他文言の整理等について
令和3年10月11日 ～11月9日	パブリックコメント	資料1-3参照